

予算特別委員会記録

○日 時 令和4年11月10日 午後1時10分～午後2時37分

○場 所 議 場

○出席委員

9番	立石幸徳	委員長	12番	東 君子	副委員長
2番	眞茅弘美	委員	3番	上 迫正幸	委員
4番	沖園 強	委員	5番	禰 占通男	委員
6番	城森史明	委員	7番	吉松幸夫	委員
8番	豊留榮子	委員	10番	下竹芳郎	委員
11番	中原重信	委員	13番	清水和弘	委員
14番	吉嶺周作	委員	議長	永野慶一郎	

【議 題】

議案第64号 令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）

【審査結果】

議案第64号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午後1時10分 開会

○議長（永野慶一郎） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。
[委員長に立石委員、副委員長に東委員を選出]

△議案第64号 令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）

○委員長（立石幸徳） 本委員会に付託された案件は、補正予算1件であります。
議案第64号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。
当局に説明を求めます。

○財政課長（籠原正二） 議案第64号令和4年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について御説明します。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,269万3,000円を追加し、予算総額を169億4,979万9,000円にしようとするもので、当初予算額より12.0%の伸びとなります。

補正予算の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業者物価高騰等対応支援事業、キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業委託の2事業及び火之神地区土地取得事業による取得予定地内の建物のアスベスト含有分析調査に係る経費をお願いしています。

なお、今回の補正財源につきましては、国庫支出金8,065万2,000円、繰入金4,200万円、繰越金4万1,000円の増で措置いたしました。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（立石幸徳） ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、補正予算に係る部分について簡潔な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 説明資料の9ページ、第1条歳入歳出予算の補正はと書いてあるんですけど、この12%の伸びとなったとありますけど、この主な理由はどういうことなんでしょうか。

○財政課長（籠原正二） この12.0%の伸びについてでございますが、今回の補正予算が当初予算額に対し第6号となつてございますが、補正予算第1号から第6号までの補正額によりまして、その額が12%伸びたということでございます。

○13番（清水和弘） 私が聞きたいのはですね、これまで12%の伸びがあったのかなと思うんですよね。私が予想するに、ふるさと納税返礼とかこういうもので大きく左右されとるんじゃないかと思うわけなんです。ふるさと納税返礼によるこの歳入の伸びとかはないんですかね。

○財政課長（籠原正二） ふるさと応援寄附の関係につきましては、これまで第1号から第5号、今回の第6号を含め寄附額についての補正を行っておりません。それに伴うふるさと納税返礼事業につきましても補正を行っておりませんので、今回のこの12%の伸びの中には、ふるさと応援寄附関係の要素は入っておりません。

○10番（下竹芳郎） 事業者物価高騰等対応支援事業なんですけど、燃料が高騰、仕入れ物価も高騰して、価格転嫁がなかなかできなくて、事業者も大変助かると思うんですけど、この支給基準ってというのはどういうふうになっていますか。

○水産商工課参事（桑原英樹） まず、事業者物価高騰等対応支援事業の内容についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格や物価高騰の影響が幅広い業種に及んでいることから、影響を緩和するために緊急支援金を支給し、中小企業者及び個人事業者を支援することを目的とした事業になっております。

対象としましては、市内に事業所を有する中小事業者、個人事業者等、全ての業種ということで、ただし政治団体、宗教上の組織団体、性風俗関連特殊営業を行う事業者は除くものとしたします。

支給要件といたしましては、令和4年10月1日時点において、枕崎市内で事業を営んでおり、今後も引き続き本市内で事業を継続する意思のある事業者、個人事業所を含む事業者ということで予定しております。

○10番（下竹芳郎） 年間売上げ3,000万以上、3,000万以下っていうのは、それぞれ何件ぐらいを見込んでいるんですか。

○水産商工課参事（桑原英樹） まず、事業者数につきましては、全体で1,550件を見込んでおります。この数字につきましては、平成28年度経済センサス活動調査の産業大分類別の事業所数を参考に積算しております。

また、農林漁業については、このセンサス中では法人しかカウントされていないということもありまして、農政課、そして水産商工課でヒアリングを行って積み上げた数字ということで1,550件を見込んでおります。

その中で、3,000万円未満の事業者ということで想定しているのが1,091件、売上高3,000万円以上の事業者が459件ということで見込んでおります。

○6番（城森史明） 3月議会でもこういう補助金というか支給した事業があったんですが、その整合性はどうなっているんですか。例えば、あのとき3月では、一部中小企業者で支給されない部分があったと思うんですね。そしたら今回は全体ということなんですけど、3月に支給されなかった部分は不公平ということは出てきませんか。

○水産商工課参事（桑原英樹） 恐らく3月議会における事業者応援資金で、売上高が30%以上減少した事業者という支給要件があったと思うんですが、今回は全ての事業者ということではあるんですが、令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金、いわゆる重点交付金を活用し、この事業を実施したいと考えております。

この重点交付金については、対象事業としまして、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業とされており、その推奨事業メニューが提示されているところです。

事業者支援としましては、医療、介護、保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、農林水産業における物価高騰対策支援、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援、そして地域公共交通や地域観光業等に対する支援が示されております。

このような推奨メニューが実施されている中で、今回、前回の事業者応援資金のように30%以上減少といった支給要件は定めておりませんが、現在のコロナ禍にあっても、行動制約などが緩和され、経済再開に伴う人の流れの回復を受けて、幾分か売上げについては持ち直しつつある事業者が増えてきており、価格高騰という視点で、売上げ減少という規定はすぐわないと考えております。

また、コロナ前の売上高に戻っているところもあるところですが、仕入れ価格や包装費、そして輸送費等のコストが上昇し、収益が圧迫されている状況がありますので、収益減少要件という考え方もありますが、法人・個人において、所得税の申告についても、青色、白色、そして市県民税の申告などの申告状況下の中で、一定期間の収益減少を画一的に精査するのは難しいということなどからも減少要件を付すことは今回はいたしませんでした。

○6番（城森史明） 例えば、今日の広報紙のチラシに、農政課の肥料の補助の説明が載っていましたが、そういうふうに肥料に対する補助もあるんだろうなと思って詳しくは見えていませんが、そういうふうに重複した場合は、重複に関係なくこの事業は実施されるんですか。

○水産商工課参事（桑原英樹） はい、そのとおり重複に関係なく支給いたします。

○14番（吉嶺周作） 次に、キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業委託なんですけど、資料が提出されておりますが、市内の飲食店、宿泊業は、何店舗が対象になっているんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） この対象店舗につきましては、キャッシュレス決済のサービスを導入している店舗が対象とはなりますけれども、そのキャッシュレスの決済を導入している店舗を、それぞれのコード決済会社に確認したんですが、秘密保持契約の関係もあって、具体的な数字というものは教えていただけなかったんですが、既存で今機械を設置しているところと、また今後、この事業が始まりましたら、新規の開拓というものを進めていくということで、これでいきますと5事業者を合わせた延べの数字でいうと、一応130店舗ということで、この予算の基礎としております。

この130店舗につきましても、決済が同じ店でも、2種類決済ができたり、3種類決済ができたりとかということで重なる部分がありますので実店舗数とは違いますが、延べで言いますと130店舗ということをや予算の基礎としております。

○14番（吉嶺周作） 現在のところは、5事業者しか本市には該当しないんですかね、このキャッシュレス決済ができる店舗は。

○企画調整課参事（田代勝義） 決済サービスということで、今回はスマートフォンによるコード決済を対象にしております、コード決済につきましては、今はもう8とか9とか、そういった決済事業者がございまして、その中から5事業者選んでいただくというような感じで考えております。

○14番（吉嶺周作） この事業は消費者にとっても、事業者にとっても恩恵が出るような内容になっているんですかね。

○企画調整課参事（田代勝義） 市民を含めた利用者につきましては、利用した額の40%のポイント分が還元されるということで、実質的には4割引となります。お店側や利用者側にとっては、このキャンペーンをやっているのにお店に行ってみようとか、ポイント還元されるのであれば、今日はちょっとぜいたくして多めにとか、高いものを頼んでみようかなとか、そういったことで事業者の支援、そして利用者の支援になると考えております。

○13番（清水和弘） 説明資料の部分ですけどね、9ページ。下のほうにこの財政財産管理費というところで1,357万1,000円が約1,500万円と上がるとるんですけどね。これは、この上げた理由を教えてください。

○財政課長（籠原正二） 今、委員からございました、財政財産管理費につきましてですが、これが1,371万3,000円から1,502万2,000円と130万9,000円の増額補正ということになっております。この財政財産管理費につきましては、市の財産につきまして様々な管理経費等が入っております。

財政財産管理費という事業の中で、今回のアスベスト含有分析調査を行うということでございます。今回、火之神地区土地取得事業におけるアスベスト含有分析調査の経費が合計132万円見積もられておりますけれども、今現在の執行残が1万1,000円ございましたので、その補正額が130万9,000円ということで、その分が増加しているということでございます。

○13番（清水和弘） アスベストの含有分析調査っていうのは、今後もすごく重要な課題だと思っているんですよね。そういう中ですよ、今の部分ではこんだけ、今後もこの予算の増というのは見込まれるんですかね。

○財政課長（籠原正二） 今回計上いたしました事業費、補正額につきましては、先ほど申し上げましたとおり火之神地区の建物の解体前のアスベスト調査という形で計上してございます。これについては、1棟当たり10万円の12棟という積算で、それに消費税がかかりまして132万円と積算してございます。

現在のところ財政課といたしましては、この経費でこのアスベスト調査、事前調査につきましては、足り得るのではないかとということで計上してございます。

○13番（清水和弘） 私としては環境被害ということですね、解体するとかなった場合、アスベストが発生し得ると思うんですよ。そうした場合は、またそのときは順次、予算を組むということでもいいわけ。

○財政課長（笹原正二） まず、このアスベスト調査につきましては、解体前に発注元としてアスベスト調査を行って、そして積算をした上で入札にかけるという流れになるんですけども、実際、解体工事発注後に、またさらに判明した場合、例えば予期しない場所にアスベスト等が含まれていると、請負先からそういうことがございましたら、その時点で解体費の中にその部分の処理費用は入ってくるものと思っております。

○13番（清水和弘） 解体費の中で処理するというのであれば、アスベスト分の調査っていう部分での予算っていうものは組まないということだな。

○財政課長（笹原正二） 委員のおっしゃるとおり、その時点で改めて調査するという事はないということで御理解ください。

○6番（城森史明） アスベストは、ある程度、何年以前に建設されたっていう建物にということで法律で決まっていたと思うんですけど、それは可能性としてはどうなんですか。やっぱりアスベストが存在するという事でこの調査を望んでいるのか、その辺はどうなんですか。

○財政課長（笹原正二） この解体予定の建物につきましては、かなり建築年も古いものもございまして、そして、さらにスレートを用いた部材もございまして、アスベストは恐らく含まれているのではないかとということで、見込んだ建物数が12棟というふうになっております。

○6番（城森史明） 午前中の説明では、解体するのは27棟じゃなかったですか。

○財政課長（笹原正二） 解体予定数は27棟になります。その中で、アスベストが使われている疑いといいますか、可能性のある建物につきましては12棟ということでございます。

○6番（城森史明） それと、アスベストがもし含まれた場合は、解体経費っていうのはまだ上がるんじゃないですか。そうした場合には、補正予算で対応するという事ですかね。

○財政課長（笹原正二） 今回の計上いたしました130万9,000円、事業費的には132万ですけども、この経費をもちまして11月にまずアスベスト調査を発注する予定でございまして。議決をいただきましたら、その上で11月末に発注できれば、1月の中旬か末までには調査結果が出るであろうと考えておりますので、その調査結果をもちまして、当初予算における解体費用、この中にその調査結果としてアスベストが含まれていた場合には、その分必要となる解体費を上乗せする形で当初予算に計上するという形になりますので、今の予定では、当初予算で解体費用を計上いたしますが、その中にその部分も入ってくるということで御理解いただければと思います。

○6番（城森史明） 私午前中本会議で質疑したんですが、要は私、昼からちょっと見に行っただんですが、この下の部分ですよ、ここを見ると私は買う必要があるのかって本当に思うんですよ。なぜかと言うと、ここは雑木林になっていましたよ、大分道から引っ込んでいますよ、そういうところなのに、この6つの土地を買う予定になっていますよね今、6筆の。

これ買う必要はないんじゃないですか、何で買うんですか。しかも、ここと遠く離れていますよこの一体使用地と、だからこの必要性があるのか、これが下に来てですよ、ここを使って、かつおぶし製造業者もありましたよ。

ちょっとこの辺が将来的に広がっていけば買う価値があるかもしれんけど、今の時点でこの部分を買う必要はあるんですか。

○財政課長（笹原正二） 本会議の質疑の中でも申し上げましたけれども、まず今回の目的といたしましては当該地区の環境、景観の保全というものが第一でございまして。

その後、解体し、きれいに整地されていくわけですけども、並行いたしまして、この地区に

ついて、火之神へのアクセスにおけるこの土地ですね、本市にとって一大景勝地へつながるこの土地についてどのように活用していくか、今現在、検討も行っておりますし、具体的に今後になっていくものとは思いますが、今回の土地取得につきましては図にあります(1)(2)(3)の相続財産管理人及び清算人との交渉の上で、その付近一帯における土地の取得についての検討を行ったところでございます。

その上で、購入しない土地といたしまして、左側の火之神集会場の北側、そして市営火之神住宅の南側、ここについては今後においても、現在のところ活用の見込みはないと考えて、ここは外しております。

ただこの下の部分につきましては、火之神へのアクセスという部分もございまして、今回この交渉の中で、この部分も含めて購入していくという、またこれを後で取得するとなると積算等にも影響するところもございまして、そこら辺の課題もございまして、今回の購入という形にさせていただいております。

○委員長（立石幸徳） 今予算委員会ですので、土地取得そのもの……。

○6番（城森史明） 値段は幾らかと聞いているんですよ。この土地の値段は幾らなんですか、この一帯の値段。一つ一つの2万2千何百のうちの……。関連でできるでしょう、予算委員会ですから、関連ですよ私が言っているのは。

○委員長（立石幸徳） 直接計上された予算についてできるだけ質問してください。

○6番（城森史明） ここに書いている財産管理費ですよ、これは該当するんじゃないですか、ここも一つの管理費ですよ。財産管理費で該当しない、これ全部アスベストだけですか、違うって言っているでしょ。

○委員長（立石幸徳） いや6番委員、議事整理しますけど、今6番委員が言われた財産管理費はアスベストの調査費、それだけですので、土地取得も関連はしますけど、できるだけその直接予算にかかると最初申し上げたように……。

○6番（城森史明） 関連って言う質疑が認められているわけですから、例えば、この中には建物はないの。関連するわけですよこうして。この土地の中に建物があるんですか。今私が質問している下のほうですよ、そこに建物があったら当然関連しますよ。

○委員長（立石幸徳） 財政課長、その部分は答弁してください。

○財政課長（笹原正二） 区域図にあります下の部分につきましては、建物はございません。

○委員長（立石幸徳） 建物はないということですので、そこで……。

○6番（城森史明） だからそれを関連質問でできないんですか。予算にまつわる、ある程度関連しますよ、この辺は。

○委員長（立石幸徳） いや、委員長としてですね、議事進行上、関連と言ったら全てが関連しますよ、一応予算に計上されていることについてですね、最初申し上げたと思うんですが、直接予算に関わるものを中心にですね、全然できないとは言いません。でも土地取得事業はもう午前中、総務文教委員会のほうで整理がついていますので、一応ですね。

○6番（城森史明） 私は総務委員じゃないですよ、だから、あえて関連ということで質問しています。この土地に関わることですよ、この事業。

○委員長（立石幸徳） そうしますと総務委員会の繰り返しになりますから、付託された案件できちっと、この予算委員会は付託された予算を審査してくださいっことですよ。全然無関係とは言いませんけど、それぞれが付託されているわけですので、そういうことで議事を整理していただきたいと思います。

先ほどの財政課長の答弁はよろしいですかね。

○6番（城森史明） 何を質問したか、混乱しましたが、そしたら後でまた改めて。

○5番（禰占通男） 今の関連ですけど、委員長が言うように、土地取得はどうかの言うて

いるけど、このアスベストですよ、これは、土地取得をする段階で何ちゅうか、値段について検討されているんですか。

競売でどうのこうの、売買する建物にアスベストがこれだけあります、そしたら値段からこっだけ差し引きますちゅうことについてはどうなんですか。

○委員長（立石幸徳） 財政課長、総務委員会でも出たかと思うんですけどもう一回繰り返し説明してください。（「総務委員会はどうでもいい」と言う者あり）いやだから、出たことを整理されたことを言うことになりますから、繰り返しですけど、説明してくださいと言っているんですよ。

○財政課長（籠原正二） まず、この72筆の土地の購入額の求め方につきましては、本会議の中でも申し上げましたとおり、固定資産評価額から実勢相当額を算出したしまして、そこから解体費用を差し引いて購入額を決定する。これは相続財産管理及び清算人との協議の中でそのような形にさせていただきました。その際に使いましたその解体費といいますのは、令和3年度の建築の単価で解体のときに用いられた単価を延べ床面積に掛けまして、そして算出した額としております。そこには、アスベスト調査の考えを反映するというものは入ってございません。純粋に、その時点での土地の購入額は、固定資産税評価額から求められた額から解体費用を見積もった額、それを差し引いたものとなっております。土地取得については、本議会で議決をいただきましたらその時点で正式に契約成立となりますので、それをもちまして、その後、本会議でも申し上げましたとおり、抵当権の抹消を経まして本市に引渡しされて所有権の移転登記という形で本市のものになるんですけども、その段階で、アスベスト調査を行っていきます。その上でアスベスト調査の中身というものが、1月末までには分かりますので、アスベスト調査の結果は今後の解体費に見られるものでございまして、今回の契約に関わる積算の中には入っておりませんし、事実上そこに入れられる積算ではなかったというところでございます。

○委員長（立石幸徳） 確認ですけど、今回の契約にはアスベストの件については含まれていないと、契約についてはですね、そういう確認でよろしいですか。

○財政課長（籠原正二） 今回の取得議案についてその額の積算にはアスベスト等の調査結果、影響というものは加味されていないということでございます。

○5番（禰占通男） それですよ、今スレートも問題ですよ、昔は粉々に砕いてそれで処分できたみたいだけど、今それもできないみたいなこともちょっと聞いたし、内装的な建屋の中で吹きつけるものは目視でも分かる、あと問題はあそこの場合は自分で土木、建設業を持って自分たちで何か建築、いろいろ初めの頃からしていますし、そういった場合、あそこをどうのこうの利用するとなると、埋設されたものはどうなるのかという、私はずっと土地のあれで、そこを考えているんですけど、その点について当局の考えていうのはどうなんですか。目に見えないその埋設されたものとか。

○財政課長（籠原正二） 今回の取得議案によりまして本市のものになった段階で、まずは詳細に解体の方針について関係課含めて検討してまいります。

それも解体費の積算にもつながるわけですけども、その中でどのような解体方針でいくかというものを建設・環境も含め、当然財政も含めて検討してまいることになろうかと思えます。その中で必要があればそういう措置も講じることになりますし、ただもし必要がなければ、もう必要以上のことは経費もございまして抑えていくということも考えられます。いずれにせよその時点でまた関係課含めて協議してまいります。

○5番（禰占通男） 話は変わりますが、このキャッシュレス決済についてですけど、この事業をするのはいいけど、コード決済ができない市民はどうするんですかね。要は機器を持たない方にはどう対応するんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） この事業につきましては、スマホを持っていないとできないで

すので、今その方がガラケーを持っているのか、そもそも通信機器を持っていないのかというところもありますけれども、スマホを持ってない方は、例えば配偶者ですとか、家族ですとか、そういった方がスマホを持っていたりすればこの事業の恩恵を受けるということは可能かと考えております。

○5番（禰占通男） この説明には配偶者とかどうのこうのっていうのは書いてないじゃないですか、どうなの。何か資料に載っていましたか、配偶者でもいいとか何とか。

○副市長（本田親行） 5番委員がおっしゃるように、前提としてスマホがないと恩恵はないところですよ。先ほど14番委員からもございましたけれども、事業者にとってのメリットがあるのかということでした。これも事業者支援の一環として実施いたします。実施時期につきましても、需要が落ち込むであろうと言われております2月に短期的に実施いたします。その時期というのが、今需要喚起につながっている県のぐりぶクーポン、それが1月いっぱいですので、それからただいま申しあげました需要が落ち込む時期にやりますので、しかも40%というポイントですので、事業者にとっては大きな需要喚起につながるものと思っております。ただいま参事が答えましたことについては、持っていらっしゃらない方も御家族で食事に行くとか持っていらっしゃる方のスマホで利用することができる。御家族で行った場合には仮に親御さんたちが持ってなかったにしても、家族で食事に行けば利用が可能となります。今後キャッシュレスについても、方向性として向かっていく方向にございますので、そこも含めてこういう事業を組み立てたというところでございます。

○5番（禰占通男） 結局、家族が5人おったら5人分使えるわけでしょう、1世帯当たり幾らなの。だってそこら辺もどこにもないですよ、これらった資料にもたしか、どうでしょう。

○副市長（本田親行） 支払いされた方に40%ポイントがつくということになりますので、今のぐりぶクーポンみたいに1人当たり700円とか500円とかそういうクーポンが発行されるものとはちょっと異なるところでございます。

○5番（禰占通男） 県がやっているぐるびーかなぐるびーかな、あれは結局、スマホを持っている人だけが対象になってますよ。最初始まったときはスマホを持ってない人は対象にならなかったですよ、だから使えないわけだから。

○副市長（本田親行） 今回のキャッシュレスのこの事業につきましては、会計をされた方に対して、4割のポイントがつきますので、持っていらっしゃらない方も含めて、御家族や友人等で御食事にいかれた時に会計される方に対して、4割のポイントがつくということでございます。

○5番（禰占通男） 結局1回当たり4,000円相当分で1万2,000円までいったら、1人がスマホを持っている家族で使ったら、結局言えば1万2,000分相当使ったらもうその次から使えないってことじゃないですか。私の考えるところによると、どうなんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） 還元率が40%ということで、1万円当たり4,000円が返ってくるということで、この期間内に3万円使えば限度額の1万2,000円分のポイントが返ってくることはあります。これが1コード決済当たりということで、1台のスマホの中に、2つ、3つでも入りますけれども、複数のコード決済が入っていればそのコード決済が入っている数掛ける1万2,000円、今2つ持っていれば最大2万4,000円、3つ持っていれば3万6,000円分のポイントが還元できるということになっております。

○5番（禰占通男） そこがおかしいんじゃないですかって今言っている。

だって家族がですよ、3人、5人いて皆さんスマホを持っていたら、その倍になるわけでしょう、台数の場合。家族が年寄りで使えない3人家族ですよ、使おうと思ったら1台しかなかったら1台分しか使えないじゃないですか。私はそこが何かおかしくなっているんじゃないですかっていうそこを伺っているんですよ。

○企画調整課参事（田代勝義） 1台分しか使えないということですけども、コード決済分あ

りますので、5コード決済事業者あればスマホ5台持っているようなそういう勘定ができますので、そういう考え方でしているところです。

○5番（禰占通男） 僕はやっぱりおかしい……。

○副市長（本田親行） 5番委員がおっしゃるような懸念もあるのかもしれませんが、2月一月間の事業ですので、対象が飲食店、そういうことも踏まえると使い切るっていうことも、なかなかどうかかなと思っております。

家族も例えば5人家族で2人携帯を持ってらっしゃる方がいれば、会計を2つに分けるというような方法もあると思います。持っていらっしゃらない方は直接的には使用はできませんけれども、何かうまく使っていけば、事業者への支援が主ですけれども、市民に対しても事業者に対しても、恩恵がある事業ではないかと考えているところです。

またこの機会にそういうスマホ等を利用したキャッシュレスについても推進が図られていくと思いますが、そういう流れも必要ではないかと考えております。

○6番（城森史明） 先ほどの件なんですけど、2,720万のお金が動くわけですよね、取得価格が2,720万あるんですよね。これはなぜ補正予算に計上されていないんですかというのは……。

○委員長（立石幸徳） 予算がもう既に議決済みですから、その分の2,700万が出てきたとそういうことです。

○6番（城森史明） いや、そうしたらですよ。

はっきり言って例えば、給料を上げる条例でも、まず条例があってその中で予算をするけど、これ5,000万って言ってもこの補正予算が3,800万で予算価格が3,800万ってあるじゃないですか、だから質問は構わんわけでしょ。だって、それで予算委員会の土地取得価格が2,720万あるわけですから、この予算前の価格が3,800万かな内容についてはもう当然、それは関連ができるんじゃないですか。それで、土地を買うのに……。

○委員長（立石幸徳） 整理しますけど、議案65号で出ている土地購入の2,700万は既に……。暫時休憩いたします。

午後2時0分 休憩

午後2時2分 再開

○委員長（立石幸徳） 再開します。よろしいですか。

財政課長のほうで分かりやすく、きちっと答弁してください。

○財政課長（籠原正二） 当初予算に計上いたしました5,000万円につきましては、諸支出金の中で5,000万円計上いたしております。今回のこの財産管理費の中には含まれていないところでございます。

○6番（城森史明） それもおかしいと思いますよ、私は。だって、その5,000万の経緯をちゃんと、540万も一緒ですよ、それは。使った額ををちゃんと補正額を示して、議会がちゃんと予算委員会ですべきですよ、じゃないですか。一括5,000万して、あとはどうでもいいようなそんな話は補正と一緒にですがね、そしたら5,000万あって、540万使ってあと残り、そしてその後に今度2,700万使ってあと残りって、そうしてそれじゃ認められないよって言っているじゃないですか。

委員長が言われているように、議会で審査できないですがね予算的に……。審査をすべきじゃないですか、全然審査できないその5,000万というのは。

○委員長（立石幸徳） 当局のほうできちっと整理してください。

○副市長（本田親行） 本会議において、総務課長から答弁いたしました。

事前においては、当初予算で審議され、事後においては決算委員会で審議されると。この土地取得につきましては、(1)(2)(3)で示しました所有者に関わる全筆を購入するということで当初予算には5,000万円、予算を計上してそこで御審議いただいております。あとは市が執行権に基づい

て執行しております。

その執行がどうだったかというのはまた決算で認定、議論していただくわけですが、執行の状態、今回議案に出しましたのはそれが2,000万以上また5,000平米以上という議会の議決をすべき案件でございましたので、今回仮契約を締結して議会に付したというところでございます。そして費目的にも財産管理費ではございません。

また、繰り返しになりますけど、諸支出金の普通財産取得費、土地取得費5,000万ということで、当初予算で審議していただいたところでございます。

○委員長（立石幸徳） 委員長のほうで重ねて整理しますけど、今副市長から言われたこの土地購入も、当初予算で出された5,000万これ議決されたわけ……（「分かりました。もう説明いらぬ」と言う者あり）いや、説明も整理しないと、関連を言われると困るから……（「分かりました。理解しました」と言う者あり）ただ、諸支出金ですからちょっと静かに……（「分かりましたって言わんでいいよもう」と言う者あり）諸支出金ですよ。それで今、6番委員が言われているのは財産管理費は……。

○6番（城森史明） 最後に言いますよ。あなたも本会議で540万の経費が議会に示されていないって言っていたじゃないですか。それと一緒にですよ私が言っているのは（「全然違いますよ」と言う者あり）いやいや一緒ですよ。

○委員長（立石幸徳） だからはい、最後に議案審議で……。

○6番（城森史明） 分かりました。

ちょっと混乱させてしまったのは謝りますが、しかしこれぐらいは関連でね、非常に大事なことですよこれは。関連ぐらい認めてもらわないとそれぐらい議員の議論を幅広くしないと、議会もだめでしょう。

○委員長（立石幸徳） 審議から離れると委員長は議事整理をせんといかんですから、全然関係のない話がやんやん広がるとですよ、何の委員会かとなりますよ。だから、関連部分で幾らかは発言を容認したつもりです。でも、あまりにも離れていくと、ストップをかけざるを得ないですがね、そういうことです。あまりにも全然関係ない話ですよ。予算に出ていない話をやんやんやるわけだから。（「それぐらいは認めて欲しいですよ」と言う者あり）だから認めている部分もありますよ。

○14番（吉嶺周作） この解体前のアスベスト含有分析調査は、どういった業者がするんですかね。

○建設課参事（大工園昭則） 分析調査につきましては、まず、現場での採取作業があります、検体のですね。それにつきましては、市内にもいますが、石綿作業主任者がいる業者に委託をします。そして、これを鹿児島市内、宮崎市内にある分析機関に出しまして分析をしてもらうということになります。

○14番（吉嶺周作） これ1棟当たり先ほど10万円の12棟で120万円相当ってなっているんですけど、これは入札に入る業者が事前にその現場を見積もるわけですよ。例えば27棟中、スレートでできた倉庫は12棟あると。そこで、解体業者はその県に登録をした業者が、プロがいるわけですよ。わざわざこの分析のほうに出さなくても、解体業者が見積もるときに調査をしてもらえれば、その時点で分かるんじゃないんですかね。この130万は不要じゃないかと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○建設課長（松田誠） この解体前のアスベスト含有分析調査でございますけども、14番委員が言われるとおり見た目でも分かる部分もあります。スレートとか入っているのではないかという部分もありますけれども、これは石綿障害予防規則によりまして、鹿児島県のほうに電子入力システムに入力することになります。

これがやっぱり分析結果をもって入力しないとイケませんので、当然、塗装なんかについては、

もう見た目では全然分かりませんので、分析を行いまして入力をするということになります。

○14番（吉嶺周作） 今塗装って出たんですけれども、スレート以外にアスベストが含まれているという、その解体の中身についてはどういったものがあるんですかね。その塗料のほかにもアスベストを含んだ材料というんですかね。

○建設課参事（大工園昭則） スレート以外には、内部仕上げ材の石綿が含まれるスレート板、セメント板、外部の吹きつけ塗装材、また、その下地に含まれるフィラー、そういったものに入っている可能性があります。

○14番（吉嶺周作） 分かりました。

○4番（沖園強） キャッシュレス決済の部分なんですけど、先ほど、県のぐりぶクーポン券の話もあったんですが、この事業内容の公募型プロポーザル方式で選定した事業者、県の場合は対象、加盟店ちゅうんですかね、ああいうのを公表されているんですけど、この場合は約130店舗ち言ったかな、対象になりそうだというんですけど、それはどういった形で公表するんですか、ここでは使えますよというような。

○企画調整課参事（田代勝義） 利用できるお店につきましては、ホームページで公表することを考えております。また、使える店舗につきましては、ポスターでありますとか、あとのぼりですね、よく目立ちますのでああいったもので、ここで実施できますというふうな形での広報をしていきたいと考えております。

○4番（沖園強） そののぼりとか、広報等に対する経費の予算はどこに計上しているの。

○企画調整課参事（田代勝義） この業務委託料の中で実施することになっております。

○2番（眞茅弘美） 事業者物価高騰等対応支援事業なんですけども、これは何か申請の期限とかございますか。

○水産商工課参事（桑原英樹） 本提案を議決いただきましたら、その後、制度要綱であったり、要領であったりというのを固めて、そして周知をしっかりとした上でスタートしたいと思っております。今現在、年が明けまして1月16日から2か月間、3月15日までということで検討しているところです。

○4番（沖園強） 先ほど、今の件でセンサスによる事業者数で1,550件と、農業関係においては法人しかカウントできないからヒアリングをしたということなんですけど、農業関係が幾らあるの。

○農政課長（沖園信也） センサスのほうで販売農家の戸数を計上しました。その戸数については314戸を上げております。

○委員長（立石幸徳） 委員長としては1点だけ。

歳入の関係が全然出ていないんですが、今度の事業の大きな財源は8,065万2,000円でしたか、この国からの交付金の算定方法はどのような形で本市には交付されているんですかね。

○企画調整課参事（田代勝義） 算定につきましては、人口、そして財政力指数、あと中小企業の割合とか第一次産業の就業等の割合等、計算式にはそういうのが含まれているところです。

○委員長（立石幸徳） 私の手元にある今度の臨時交付金の要綱では、算定方法、人口はもちろん、今言った財政力指数とも関係しますけど、物価上昇率等を基礎とするとあるんですね。本市の物価上昇率というのは、どこが出しているんですか。そして、その他市と比べて枕崎の物価上昇率はどうなっているんですか、そこを最後に聞いておきます。

○企画調整課参事（田代勝義） すみません、要綱でですね、そこはちょっと確認したんですけれども、今持っている資料の中に要綱がなかったものですから、ちょっと時間をいただければ持っては来られるんですけれど。

○委員長（立石幸徳） 長くかかるんですか。

要はですね、今度のその物価上昇率を聞いているのは、今度はこの補正6号ですか、これはエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けているということで国から交付がなされているわ

けですよ。一番肝腎な物価高騰の状況をちゃんと議会あるいは住民に答えてもらわんと、何のためにこの事業をやっているか分からんですがね。

ちょっと休憩したら、すぐ出るんですかねどうなんですか。

1時間経過していますので、取りあえず10分間、2時半まで休憩して、その間にちょっと当局のほうは答弁整理をしていただきたいと思います。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時31分 再開

○委員長（立石幸徳） 再開いたします。

それでは休憩前にお願いしていました物価上昇率等について、担当のほうで説明があればいただきたいと思います。

○企画調整課参事（田代勝義） 先ほどの基準消費者物価指数につきましては、鹿児島県におきましては、都道府県の県庁所在地があるところということで、鹿児島市の数字を使うことになっております。

この求め方としましては、令和4年4月分から同年6月分までの2020年基準消費者物価指数の合計数を、令和3年4月分から同年6月分までの2020年基準消費者物価指数の合計数で除して得た数から1を控除して得た数が0.02383以上の県庁所在地の置かれている市をいうということで、この0.02383以上の数値であれば、率を1.1掛けると、それ以外でしたら1.0ということでございまして、この計算をしたときに、令和4年4月から6月分の3か月分で302.6という指数になります。

令和3年度の4月から6月分で297.7ということで、令和4年度分を令和3年度分で割りますと1.01646ということになりますので、これから1を引くと0.01646ということになりまして、0.02383を超えないということで、計算数値の場合には、この物価指数の数値としては1.0の率の数字が入るということになります。

○委員長（立石幸徳） 非常に細かい計算になりますけど、今、参事が言われた計算は、本市のほうで算定をして、国県のほうに出すんですか。それとも向こうのほうで算定して、それを通知するときに、そういったことになりますよという交付金算定は通知はなされてくるんですか、どっちなんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） この配分額については、あらかじめ国から県を通して配分されます。その金額につきましてはの計算式というものが、要綱に出ておりますので、それで確認するような形となっております。

○委員長（立石幸徳） 最終確認しますが、国から配分されてきたものを、本市としては、先ほど言った計算式で本市の物価上昇率を算出して、国からのその配分がきちっと合致しているとか、合っているかどうかを確認すると、こういう作業になるんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） 先ほど言いましたように、人口ですとか事業者数ですとか、そういう算式がありますので、それぞれの数値を当てはめて配分額が合っているかどうかという確認をしているところでございます。

○委員長（立石幸徳） ほかにございませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第64号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（立石幸徳） 異議もありませんので、議案第64号は、原案のとおり可決すべきもの

と決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、審査の結果については、明日11月11日の本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（立石幸徳） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については、通常は委員長報告のときにはもう委員会の反訳が配布されるんですけども、何せあしたもう委員長報告ってということで間に合わない可能性もありますけど、間に合わない場合は後日配付されるということで御承知おきください。

委員長報告については、申合せのとおり、簡潔な内容にしたいと思いますので、御承知おき願います。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後2時37分 閉会